

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、当協会における競技大会、研修会、競技指導等の業務のために支給する謝金に関し必要な事項を定める。

(支給対象)

第2条 謝金は、次に掲げる者に支給する。

- (1) 競技大会における救護のための医師、看護師
- (2) 研修会講師
- (3) 競技指導者

(支給方法)

第3条 謝金は、支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込みを原則とする。但し、特に本人が希望する場合は、現金で支給することが出来る。

(源泉徴収)

第4条 当協会は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行なった後、支給対象者に謝金を支払う。

(上限額及び支給額の決定)

第5条 謝金の支払い上限額は、別表の通りとし、支給額は、専務理事が定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月13日より施行する。

附 則 (平成25年2月24日平成24年度第8回理事会決議)

この規程の改正は、決議の日(平成25年2月24日)より施行する。

別表

クラス	謝金上限額	内容	備考
A	50,000 円/日	競技大会の救護等	国家資格を有する講師（医師等）
		研修会講師等	極めて高度な専門的知識と経験を有する講師
B	30,000 円/日	研修会講師等	高度な専門的知識と経験を有する講師
		競技指導等	高度な専門的知識と経験を有する指導者
C	10,000 円/日	研修会講師等	専門的知識を有する講師
		競技指導等	専門的知識を有する指導者
D	5,000 円/日	その他	専門的な知識や資格を要しない業務

※支払単価は源泉徴収後とする。